

「差別の定義」に関する条約・法律・条例の比較

1. 条約

世界人権宣言

第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 (略)

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）

第二条

- 1 (略)
- 2 この規約の締約国は、この規約に規定する権利が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位によるいかなる差別もなしに行使されることを保障することを約束する。
- 3 (略)

市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）

第二条

- 1 この規約の各締約国は、その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人に対し、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしにこの規約において認められる権利を尊重し及び確保することを約束する。
- 2・3 (略)

第二十六条

すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

第一条

1 この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であつて、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。

2～4 （略）

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

第二条 定義

この条約の適用上、（略）

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

（略）

2. 法律

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

「部落差別」の定義なし

- ※ 本法に「部落差別」の定義がないことについて、法案提出者は「その意味するところは社会通念上明確であると考えており」「あえてこの定義を置いていない」と答弁している。（第 192 回国会衆議院法務委員会議録第 6 号（平成 28 年 10 月 28 日）門博文衆議院議員答弁）

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

（定義）

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

- ※ ただし、この定義の性格については、以下のような法案提出者の答弁がある。

こちらの二条の読み方ですが、こちらは定義として、そのまさに定義の部分
は、この「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、」
以下がこちら定義でありまして、「など、」より以前はこれは典型例というふうな
位置付けでございます。（略）

ただ、（略）こちらは、当然ですが、この理念法で理念として、もうこのよ
うな排斥することを煽動する言動というのはこれは許されないということを
理念として訴えた、それに文脈上該当するようなものはこれは広く捉えると
いうことが、理念法であるが以上のこの立て付けになっております。

他方で、禁止規定等の、逆に反対解釈という話があったんですが、禁止規定、
あらゆる人に義務が及ぶというような規定にすると、これは公権力がそれぞ
れの行為に介入をすることになって、どこまでがいけない言動かということ
をこれ明確にしなきゃいけない、そういうようなときになったときに初めて
それに対する反対解釈という議論があるわけですが、理念法という立ち位
置を取る以上は、反対解釈ということは法解釈としてはもうないという理解
で発議をいたしております。

（第 190 回国会参議院法務委員会会議録台 10 号（平成 28 年 4 月 26 日）
矢倉克夫参議院議員答弁）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 **障害者** 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 **社会的障壁** 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 **行政機関等** 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四～六 （略）
- 七 **事業者** 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

※ 差別の客体となる「障害者」、差別の禁止の対象となる「行政機関等」及び「事業者」、差別の構成要素の一つである「社会的障壁」について定義しているが、「差別」自体については定義なし。

→ 本法で「障害を理由とする差別」の定義規定を置かない理由について、内閣府のQ&A集では、「個別の事案において特定の行為が差別に該当するか否かは、それぞれの事案に応じて個別具体的に判断されるものであり、本法では、「障害を理由とする差別」についてあらかじめ一律に定めることはしていない」と記載されている。

☆ 他の「差別」について何らかの規定のある法律においても、「差別」について定義しているものはない。

3. 条例

① 差別全般

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不当な差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別をいう。
- (2) (略)

※ 「人権が尊重される三重をつくる条例」など他の都道府県等の人権尊重条例では、「差別」の定義なし。ただし、「前文」や「目的」において、次のように条例が課題と捉える人権問題・人権侵害等の例示をしているものは多い。

| 都道府県等名 | 「前文」及び「目的」における人権問題・人権侵害等の例示 |
|--------|---|
| 三重県 | 同和問題、子ども、女性、障害者及び高齢者等の人権に関する問題 |
| 大分県 | 社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障がい、疾病等による不当な差別その他の人権侵害 |
| 栃木県 | 人種、信条、性別、社会的身分、門地等による不当な差別その他の人権侵害 |
| 福井県 | 同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等に対する人権侵害に関する問題 |
| 和歌山県 | 社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別等を理由としたあらゆる人権侵害や不当な差別 |
| 滋賀県 | 社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障害、疾病等により人権の享有が妨げられること |
| 愛媛県 | 社会的身分、門地、人種、信条、性別等による不当な差別その他の人権侵害 |
| 大阪府 | 社会的身分、人種、民族、信条、性別、障害があること等に起因する人権侵害 |
| 高知県 | 女性、子ども、高齢者、障がい者、HIV感染者等、外国人などに対する人権侵害の問題 |
| 奈良県 | 部落差別をはじめとして、女性、障害者、その他の社会的弱者への差別 |
| 鳥取県 | 同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題 |
| 川崎市 | 本邦外出身者に対する不当な差別的言動、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題 |

| | |
|-----|---|
| 堺市 | 人種、民族、国籍、信条、性別、社会的身分、門地又は障害があること等による人権に関する多くの課題 |
| 大阪市 | 社会的身分、門地、民族、信条、性別、障害があること等に起因する人権に関する様々な課題 |

☆ 市町村レベルでは、例えば、「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」では、「不当な差別」を次のように定義している。

国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例

(不当な差別及び暴力の禁止)

第3条 何人も、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等を理由とした差別（以下「不当な差別」という。）を行ってはならない。

2 (略)

② 部落差別

熊本県部落差別の解消の推進に関する条例

(県民及び事業者の責務)

第7条 (略)

2 県民及び事業者は、同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。）の所在地を明らかにした図書、地図その他資料を提供する行為、特定の場所又は地域が同和地区であるか否かを教示し、又は流布する行為、特定の個人の結婚及び就職に際して当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて調査を依頼する行為その他同和地区に居住していること又は居住していたことを理由としてなされる結婚及び就職に際しての差別事象（以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。）の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

福岡県部落差別の解消の推進に関する条例

(趣旨)

第八条 県は、同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。）に居住していること又は居住していたことを理由としてなされる結婚及び就職に際しての差別事象（以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。）の発生を防止することにより、部落差別の解消を推進するものとする。

徳島県部落差別事象の発生の防止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、部落差別の解消を図る見地から、同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。）に居住していること又は居住していたことを理由となされる結婚及び就職に際しての差別事象（以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。）の発生の防止について県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、特定の個人の結婚及び就職に際しての当該特定の個人又はその親族の現在又は過去における同和地区での居住に係る調査（以下「調査」という。）の防止に関し必要な事項を定めることにより、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止し、もって県民の基本的人権の擁護に資することを目的とする。

香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。）に居住していること又は居住していたことを理由となされる結婚及び就職に際しての差別事象（以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。）の発生の防止について県、市町、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、特定の個人の結婚及び就職に際しての当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の同和地区での居住に係る調査（以下「調査」という。）の防止に関し必要な事項を定めることにより、県民の基本的人権の擁護に寄与することを目的とする。

大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、同和地区に居住していること又は居住していたことを理由になされる結婚差別、就職差別等の差別事象（以下「部落差別事象」という。）を引き起こすおそれのある個人及び土地に関する事項の調査、報告等の行為の規制等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別事象の発生を防止し、もって府民の基本的人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 同和地区 歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。

二～四 (略)

※ 「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」及び「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」には、「部落差別」や「同和地区」の定義なし。

☆ 市町村レベルでは、例えば、「湯浅町部落差別をなくす条例」では、「差別行為」を次のように定義している。

湯浅町部落差別をなくす条例

(定義)

第2条 この条例において用いる用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 差別行為とは、誤解や偏見に起因する個人若しくは不特定多数又は被差別部落等を対象とした言動、落書き等の部落差別と見なされる誹謗中傷行為、就職又は結婚等を理由とする被差別部落の調査及びその他これらに類する行為をいう。

(6)～(8) (略)

③ ヘイトスピーチ

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例

(趣旨)

第八条 都は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成二十八年法律第六十八号。以下「法」という。）第四条第二項に基づき、都の実情に応じた施策を講ずることにより、不当な差別的言動（法第二条に規定するものをいう。以下同じ。）の解消を図るものとする。

大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例

(定義)

第二条 この条例において、「人種又は民族を理由とする不当な差別的言動」とは、人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団（以下「特定人等」という。）に対する憎悪若しくは差別の意識又は暴力をあおる目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、又は特定人等を著しく侮蔑するなど、特定人等であることを理由として特定人等を社会から排除することを扇動する不当な差別的言動をいう。

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号。以下「法」という。）第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。

(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止)

第12条 何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声機（携帯用のものを含む。）を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はビラ、パンフレットその他これらに類する物を配布することにより、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。

- (1) 本邦外出身者（法第2条に規定する本邦外出身者をいう。以下同じ。）をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの
- (2) 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの
- (3) 本邦外出身者を人以外の者に例えるなど、著しく侮辱するもの

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例

(定義)

第2条 この条例において「ヘイトスピーチ」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する表現活動をいう。

- (1) 次のいずれかを目的として行われるものであること（ウについては、当該目的が明らかに認められるものであること）
 - ア 人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団（以下「特定人等」という。）を社会から排除すること
 - イ 特定人等の権利又は自由を制限すること
 - ウ 特定人等に対する憎悪若しくは差別の意識又は暴力をあおること
- (2) 表現の内容又は表現活動の態様が次のいずれかに該当すること
 - ア 特定人等を相当程度侮蔑し又は誹謗中傷するものであること
 - イ 特定人等（当該特定人等が集団であるときは、当該集団に属する個人の相当数）に脅威を感じさせるものであること

(3) 不特定多数の者が表現の内容を知り得る状態に置くような場所又は方法で行われるものであること

2～4 (略)

☆ なお、条例においてヘイトスピーチを禁止した上で違反に対して制裁や不利益処分を科す(課す)仕組みを採用するのであれば、権利制限を想定していないヘイトスピーチ解消法による「不当な差別的言動」の定義では不十分であり、何が制裁等の対象となるのか、より明確に限定された定義規定を独自に用意する必要があるとの憲法学者の見解がある。(中村英樹「自治体におけるヘイトスピーチ解消に向けた動きについて」『自治体法務研究』No.61(2020年))